

平成 28 年度 鳥取市水道事業審議会 第 2 回会議 会議録

1 日時 平成 28 年 6 月 9 日 (木) 午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 3 0 分

2 場所 鳥取市水道局 3 階 会議室

3 出席委員 14 名 (敬称省略)

牛尾柳一郎、岡崎誠、奥田通雄、竹森貞美、谷本由美子、濱村恵子、広沢京子、前村幸子、増田貴則、松原雄平、松本洋光、森田修充、山田恵美、湯口夏史

4 水道局説明職員

武田行雄 (水道事業管理者)、高見剛 (副局長)、有本尊伸 (次長)、河原徹郎 (次長)、大島義典 (総務課長)、山下俊道 (料金課長)、山根健吾 (給水維持課長)、早川誠 (浄水課長)、寸村忠良 (河原営業所長)、中島憲啓 (青谷営業所長)、西本道則 (総務課課長補佐兼財務係長)、西垣昭宏 (経営企画課課長補佐兼経営係長)、青木達矢 (総務課総務係長)

5 議題

- (1) 簡易水道地域の施設と財政の状況及び施設更新計画について
- (2) 簡易水道事業統合に伴う水道料金の統一時期について
- (3) その他

6 配付資料

- ・ 日程
- ・ 議題(1)
- ・ 議題(2)
- ・ 議題(3)

7 会議の経過

－資料確認－

○高見副局長 ただ今から鳥取市水道事業審議会を開催させていただきます。本日は委員の皆様にはお忙しい中、当審議会に出席をいただきありがとうございます。本日の審議会には、山下委員、山根滋子委員、山根豊治委員から欠席の報告をいただいております。現時点で委員 17 名のうち半数以上が出席しておられますので、鳥取市水道事業審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、会議が成立することを始めに報告させていただきます。

開会にあたりまして松原会長にご挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○松原会長 皆さんこんにちは。本日は忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。

います。

お手元の次第にございますように、28年度におきまして第2回目の会議でございます。

前回の審議会は、ちょうど熊本の震災が発生した直後でございまして、鳥取市水道局からも支援をぜひお願いしたいですねというような話を申し上げていたのですが、既に皆さんもご案内のように、熊本市が直下型の地震の影響を受けまして、上水道も甚大な被害を受け、断水状態がかなり長く続いたということでございます。そうした不測の事態、特に地震というのは全く今の状況では予知できないということでございますので、そうした状況にあつてこうしたライフラインというのがいかに重要であるかといのは、他県のことでありましたが実感したというところでございます。

鳥取市におかれましても、熊本に水道の関連で給水支援とか、あるいは断水状況に陥つてるところの復旧支援でかなりの人的なご支援をされたということでございます。これにつきましては、最後のその他の項目で報告をいただくようでございます。

本日の議題は2つの事項が用意されてございます。諮問2の「簡易水道事業統合に伴う水道料金の統一時期について」が重要な案件になろうかと思つております。皆様からはせつかくの機会でもございますし、限られた時間ではありますけれども、忌憚（きたん）のないご意見を賜ればと思つております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高見副局長 どうもありがとうございました。資料につきましては、会議が始まる前に時間をいただきまして確認していただいております。事前にお配りしたのが3点、当日配布資料として5点でございます。もし足りないものがございましたら事務局までお申し出をいただければと思ひます。

これからの進行は松原会長にお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

○松原会長 それでは本日の議題に入りたく存じます。

議題1でございます。簡易水道地域の施設と財政の状況及び施設更新計画ついて事務局からご説明をお願いします。

○有本次長 議題1でございます。簡易水道地域の施設等財政の状況及び施設更新計画について、資料1～資料4まで付けております。

資料1です。上水道事業と簡易水道事業等（飲料水供給施設を含む）の施設等を比較してあります。飲料水供給施設といひますのは、給水人口が100人以下の非常に小規模な施設ということになります。

上水道事業の事業数は1事業、簡易水道は77事業です。給水人口は上水道が16万276人で簡易水道が2万9,842人、上水道の19%となっています。

浄水場、水源地は上水道18か所に対して簡易水道112か所で上水の6.2倍。

配水池は上水道48か所に対し簡易水道115か所で上水道の2.4倍。

導送配水管延長は上水道1,156kmに対し簡易水道が447kmと上水道の39%になります。

これらの数値は、規模の小さな施設が点在しているということでございます。

資料2でございます。統合する簡易水道事業と上水道事業給水区域図についてです。水色で塗つているところが上水道区域で、鳥取地域、河原地域、青谷地域になります。

緑色は簡易水道の給水区域で1番～77番まで番号をつけております。これらの内、赤色の字で示しているのはハード統合区域で、管路を通して江山浄水場の上水が行くことになります。

○大島総務課長 資料3の簡易水道事業費特別会計を企業会計と置き換えた場合の試算についてご説明します。

簡易水道が水道事業に統合されますと、簡易水道の会計は現在の特別会計方式から水道事業の会計制度である企業会計に移行することとなります。この表では、例として26年度決算数値、これが企業会計に移行するとどう表されるのかを試算した表として作成しております。

簡易水道の特別会計が企業会計に置き換わりますと、まず左の図のように1つの収支で表されていたものが右の表のように収益的収支と資本的収支の2つの収支に分かれます。企業会計では1年間の営業活動によって生じる収入と支出である収益的収支と管路や配水池など施設の整備や方針に関わる収入と支出である資本的収支とは明確に区分されているところです。

左の簡易水道事業費特別会計は、市役所の一般会計でもそうなんですけども、現金がどれだけ収入があり、どれだけ支出されたかを記録するいわゆる現金主義会計となっております。

左の表の26年度決算規模の数字で見ますと、現金収入として全体として約13億2,000万円が入って、現金支出として約13億円が支出され、結果約2,000万円現金が残るという収支状況を表しております。

企業会計移行後には、現金の収支のあるなしに関わらず経済活動の発生という事実に基づいて経理がされる発生主義会計となりまして、現金の収入や支出を伴わなくても収益や費用として計上するといったことが出てきます。

代表的なものが減価償却費で、右の表でいきますと収益的収支の支出の方にあります約3億5,000万円が費用として計上されておりますが、これは現金として出ていくわけではありません。水道管路や配水池等水道設備は一度整備をすると何年も使用できるわけなんですけども、その整備に要した費用については整備した年度だけで処理せずに利用可能な年度にわたって費用として計上するというのが企業会計上の処理になります。また、水道使用料につきましては左にありますように約3億の水道使用料があるわけなんですけども、特別会計では実収入額なんですけども、企業会計では収益的収支の収入にありますように給水収益として調定額を計上することとなります。

結果として企業会計に置き換えた場合、右表の一番下にありますように、収益的収支では約2億4,000万円当年度純損失が発生していることとなります。また資本的収支では約6,000万円の収支差引不足額が生じるということになります。

参考として左表の一番下に簡易水道事業費特別会計の26年度末の企業債の残高を載せております。残高は60億円弱となっております。年間水道使用料の収入が約3億弱ですので、それと比べると使用料約20年間分の残高ということになります。ちなみに水道事業会計は26年度末の企業債残高は、約160億円、給水収益は約27億4,000万ということで、給水収益の約6年間分となります。簡易水道の特別会計は収入規模に対する企業債残高がかなり多い状況であると言えます。資料3については以上です。

○有本次長 資料4でございます。上水道事業統合後の旧簡易水道施設の更新費用検討（案）に

ついて、左の表を見ていただきたいと思います。

旧簡易水道施設の更新計画として、簡易水道の施設を法定耐用年数で更新した場合の費用を載せております。

区分の構造物及び設備について、構造物は配水池等が該当し、設備というのは、ポンプや電気の盤等になります。管路というのは水道管でございます。

構造物及び設備を法定耐用年数で更新しようとするれば、50年間で168.4億円、1年当たり3.4億円。管路では645.3億円、1年当たり12.9億円。合計813.7億円、1年当たり16.3億円の費用がかかるということでございます。この費用を平準化して圧縮するための試算をいたしました。

表の下の注釈のとおり、構造物及び設備については、一部の耐用年数経過資産を追加し、法定耐用年数の1.25倍で再計算しております。

管路については、更新単価を小口径の実勢単価とし、鳥取市水道局の更新基準年数で再計算しております。管路の更新基準年数は、水道事業長期経営構想にも載せておりますので、ご確認いただけたらと思います。

右の表の朱色の部分が、試算したものでございます。50年間で構造物及び設備は136.8億円。1年当たり2.7億円。管路は297.4億円、1年当たり5.9億円。合計434.2億円、1年当たり8.6億円となり、ある程度圧縮できるのではないかと考えております。

下のグラフは、法定耐用年数で更新する場合の費用の発生時期と更新計画です。棒グラフの青色の部分が構造物及び設備、赤色が管路でございます。2036年～2039年に1つのピークが起きているということが見てとれます。

また、グラフの一番左、2016年のグラフが突出しております。本来ならば更新すべき施設ができなくて、積み残しになったものをここに計上しております。

これらの簡易水道施設の更新費用を圧縮平準化いたしますと、グラフの一番右に書いておりますが年間8.6億円の更新費用が必要となると見込まれております。

○**松原会長** ありがとうございます。資料議題（1）に基づきまして、上水道事業と簡易水道事業の比較でございました。ご不明な点や少し説明をいただきたいという点はございますか。

○**増田委員** 資料の4のところ、更新計画を再計算されたというお話がありました。管路の年当たりの費用が12.9億円から5.9億円に半減している数字が示されています。水道事業の長期構想に則って再計算されたとのことでしたが、このように半分も減らせる見込みというのは、更新基準年数の見直しの部分が大いなのか、それとも小口径の実勢単価も考慮したとおっしゃいましたが、そちらの方が大いなのか。また、半分も減るといふのは妥当な見積もりなのか、ご説明いただけると有難いのですが。よろしく願いいたします。

○**有本次長** 管路の場合12.9億が5.9億へと、半分以下まで費用を圧縮しております。

更新単価については、国が示している単価は、実際に鳥取市が設計する単価よりもかなり高くなっています。これを鳥取市の実情に合わせた単価に設定しております。更新基準についても、昨年の鳥取市水道事業長期経営構想の中で、鳥取市独自の更新基準を設定しております。

更新基準年数を伸ばしたことで費用がかなり圧縮できましたので、こちらの方のウエイトが

かなり大きいと思っております。

○増田委員 更新基準年数を伸ばしたものがよりウエイトが大きいということですが、簡易水道の施設は、かなり古くなっているものが多いかと思いますが、伸ばすということで大きな問題等が起こることはないと考えてよろしいでしょうか。

○有本次長 簡易水道には統合までにできるだけ古いものは更新していただきたいという願いをして、更新していただいております。ただし、予算の関係もありますし、マンパワーにも限りがありますので、統合までにすべてを更新することはできません。そこで、統合後も更新が続くということになります。耐用年数を基準とすれば年間 16 億円かかってきますが、財政的に厳しい面もありますので、何とか知恵を出して費用を抑えることができないかということをございます。

更新基準を伸ばすことで何らかの影響はないのかというご質問だと思いますが、耐用年数が来ても、すぐに管路がだめになるというものではございません。全体が安全ということはい切れませんが、限りある財政でございますので折り合いをつけていきたいということで、知恵を出した結果を記載しております。

○西垣経営企画課課長補佐 若干補足させていただきます。現在の簡易水道地域の管路のうち、塩化ビニル管にゴム輪を用いた継手を使用した管路が一番多い管種で、これを鳥取市水道局の基準にしますと、耐用年数 40 年に対して 10 年延ばし 50 年にすることで再計算をしています。

それから近年、簡易水道地域の管路を更新する工事がかなり増えています。これにつきましては、耐震管路で整備していますので、法定耐用年数 40 年に対して、100 年持つという基準にしていますので、その分が延びていることから、全体としてはかなり長期的に使えるという判断をした中での数字となっていますので、特に問題となることはありません。

○松原会長 そのほかありますでしょうか。どのようなことでも結構ですが。

○谷本委員 資料 4 のグラフですけれども、すごく更新費用の波があるようですが、どのような原因でこの波ができて、この先、50 年まできちんとシミュレーションができるのか、どういう施設の更新なのかの内訳を教えてください。

○西垣経営企画課課長補佐 このグラフは、法定耐用年数で更新するとどれぐらいかかるかという費用のグラフですので、法定耐用年数が短い、電気や機械設備などは 20 年ぐらい先にその棒がきます。今整備したものについては 20 年先に棒がきます。それが繰り返して来ることとなります。

管路につきましては法定耐用年数が 40 年という設定になっていますので、例えば去年整備したものは、今年を入れて 40 年後に棒がくるということですので、実際 2036 年～2042 年ごろに、棒の山が高いのはその時点から 40 年前にたくさんの管路が整備されたから言えます。

したがって、過去に整備された年度によって、その次の更新のときの棒の山が発生してきているということです。

○松原会長 よろしいでしょうか。

○谷本委員 わかりました。

○松原会長 なぜグラフが波打っているのか。40 年前あるいは 30 年前に整備された、構造物や

設備ごとの耐用年数の違いを計算すると、こういうグラフになると。

管路は40年前にこれだけの同じような波で整備されているということなんでしょうね。

その他、いかがでしょうか。

これは武田管理者にお聞きするのがいいのかと思うんですが、簡易水道は、資料の1の1ページ目を見ると、給水人口は2万9,000人余りで、上水道の19%。一方、水源地は上水道の18箇所比べて6.2倍。また、導送配水管延長は上水道の40%ぐらいになっていると。幅広いところに点在するということですね。

今後は、管理が非常に難しくなってくるのではないかと考えているのですが、このあたりの費用的な問題とか、あるいは更新の年数の問題などについて、水道局としての見解をいただければと思います。

○武田管理者 見解ということですのでお答えをさせていただきます。

簡易水道は、公衆衛生上、水道をきちっと整備しなければならないという国の大きな方針の基に、高度経済成長時代を迎えた昭和40年代以降、全国各地に整備されたものです。

一方、上水道は、都市型といいますか、人口がある程度多い地域に、やはり公衆衛生の向上という大きな目的のため、古くは明治の時代から全国的に整備されてきたという歴史の違いがございます。そういったことから、簡易水道は人口が少ない中山間地に所在しているところが多いわけがございます。鳥取市においても、全域にわたって点在しております。

同じ行政のする仕事でも、上水道は受益者負担を原則として、水道料金で独立して運営することになっております。ところが、簡易水道は、規模が小さいため、幾ら簡易水道料金をもらいましても給水人口は少ないわけですから、料金収入も非常に少ないということになります。しかし、水質管理でありますとか、施設の管理、これは上水道と同じ基準でございますので、維持経費はかわらぬにかかります。当然、独立採算で運営することは困難であります。

このことから、先ほど特別会計決算の説明をいたしましたけども、一般会計からの繰入などが必要となっております。

ところが、平成19年に全国的に点在している簡易水道をもう少し統合することによって、効率よくやりなさいと、国が号令を發しました。

鳥取市もそれに従い、8年間ぐらいかけて簡易水道の整備を進めてきまして、いよいよ来年の4月から鳥取市全体を1本の上水道事業にしようと、言えば水道における市町村合併と同じようなものだとご理解いただきたいと思います。

資料3で説明をしましたが、簡易水道の会計を企業会計に置き換えてみると、成り立たせるのは非常に難しい基本的な構造を持っております。これは鳥取だけではなく、全国ほぼ何処も一緒だと思います。簡易水道事業は福祉水道とも言われますが、要は社会福祉の一環としてもやっていると言えます。

したがって、赤字の部分は皆さんにお納めいただいた税金で補填し、言えば社会福祉ですから皆で共同して分担しましょう。こういう主旨のものが簡易水道であります。

これを上水道に統合して、受益者負担、独立採算で一切税金は投入しないということは、本来、水と油みたいなものでございますので、なかなか困難ではないか。非常に頭が痛いところ

であります。

そうは申しましても、地域のことは地域できちっとやらなければいけないという考え方もございますし、皆さん同じように税金を納めていただいているわけですから、水道事業の運営は独立採算でという考えを少し変えていただいて、簡易水道の経営に係わる、どうしても赤字が出てしまう部分については、適切な税金の負担をいただきながら、鳥取市全体を一つの水道として、サービスに差が出るようなことがないようにやっていかなければならないという思いでございます。

- 松原会長** 非常にご丁寧なご説明をいただきました。そのほか、いかがでしょうか。
- 湯口委員** 資料4の見かたですけど、設備投資した場合は減価償却を通じて費用化すると思いますが、この表は、費用化した金額ではなくて設備投資をした金額ということでよろしいですね。となると、例えば2016年だと本来50億ぐらいかかる予定なのを、まだ使える施設はもう少しの期間は使うという考え方ですね。
- 有本次長** グラフの2016年の棒が高くなっているのは、法定耐用年数でいえば2016年までに更新すべき施設を更新しきれずに積み残されたものを一括して計上しているためです。それを50年間で均等に分配すれば、年平均8.6億円、更新費がかかってくるということです。
- 湯口委員** わかりました、ありがとうございます。
- 松原会長** そのほか、いかがでしょうか。ございませんでしょうか。特にございませんようでしたら議題2に移りたいと思います。簡易水道事業統合に伴う水道料金の統一時期について、まず事務局の方から説明をいただきます。
- 有本次長** 議題2は、簡易水道事業統合に伴う水道料金の統一時期についてということで、資料1から資料6まで用意しております。

資料1では、上水道と簡易水道の水道料金を比較しております。

左が上水道料金表で、メーター口径ごとの基本料金を載せております。13mmで460円、最大口径200mmで35万円です。また、従量料金は使用水量によって単価が上がってまいります。10m<sup>3</sup>までが46円、以下100円、134円、161円、200円と上がってまいります。

右が簡易水道料金表です。メーター口径は13mm～75mmまでとなっており、簡易水道は13mmと20mmの基本料金が同一で950円。従量料金は30m<sup>3</sup>までが72円、以下83円、99円と上がってまいります。従量料金の最高単価は、上水では200円、簡易水道では99円ということで倍半分違うということになります。表の下に料金の計算例を載せております。

資料2でございます。簡易水道と上水道の水量別戸数分布及び料金比較です。

上の表は使用水量区分別戸数分布比較表で、単位は戸でございます。表の縦軸をメーター口径13mm～75mmとしています。横軸は使用水量で10m<sup>3</sup>～1,000m<sup>3</sup>としております。

各メーター口径の上段に上水道、下段に簡易水道の戸数を記入しております。

13mmを見てみますと使用水量0～10m<sup>3</sup>お使いの家が上水道で15,532戸、簡易水道ですと3,133戸。使用水量11～20m<sup>3</sup>が上水道12,997戸、簡易水道では2,392戸ということになります。表の右に合計と割合を載せておまして、13mmですと上水道では43,867戸、簡易水道では9,658戸となっています。割合としては上水道で74.3%、簡易水道では86.5%が13mmのメーターを使用してい

ることになります。以下、口径が大きくなるにしたがいまして、割合が下がってきております。

表の一番下の合計を見ますと、上水道で 59,062 戸、簡易水道で 11,169 戸となっております。

表の左上で黄色く着色した部分については、簡易水道の 13mm メーターで、使用水量 10 m<sup>3</sup>までが 3,133 戸、20 m<sup>3</sup>までが 2,392 戸となっております、これを足すと約 5,500 戸となります。

簡易水道全体は 11,169 戸ですので、ここの 2 つの区画に約半分が分布しているということが見てとれます。

ページの下に、凡例を載せていますが、黄色く着色した部分は、上水道地域より高い料金で、水色に着色した部分は上水道地域より低い料金となっております。黄色の 5,500 戸は上水道より高い料金を支払っており、水色の部分の方は上水道より低い料金でお使いになっているということでございます。半分の方は上水より高い、半分の方は上水より低いということでございます。

中央の表は 40mm 以上の口径の戸数を載せております。

下の表は 1 か月あたりの水道料金比較表で、13mm の上水道料金は、10 m<sup>3</sup>で 993 円、簡易水道では 1,803 円となり、20 m<sup>3</sup>ですと上水道 2,073 円、簡易水道で 2,581 円ということでございます。

下に比率を書いておりますけれども、簡易水道から見た比率として、上水道が 10 m<sup>3</sup>で 55.1%、20 m<sup>3</sup>ですと 80.3%の料金ということになります。

50mm で 100 m<sup>3</sup>使用した場合は、簡易水道ですと 1 万 5,897 円というのが見て取れるかと思えます。上水道では、2 万 7,000 円ということになります。比率でいいますと 169.8%ということで、上水道の方が約 1.7 倍料金が高いということになります。

75mm で 100 m<sup>3</sup>使用した場合は、簡易水道で 2 万 3,932 円、上水道では 4 万 7,736 円。比率で言えば 199.5%ということで約 2 倍ということになります。

これらより、料金を統一することによって、口径が大きくなればなるほど影響が大きいということが見て取れるかと思えます。ただ、上の表のとおり、口径の大きい事業者などの件数は限られており、影響の大きいこれらの方々には、経過期間を設けまして、その期間に戸別訪問して、ご説明したいと思っております。

このような事例は河原地域、青谷地域の料金統一のときにもございまして、その時にも影響が大きいと思われる方には戸別訪問してご説明させていただいております。

資料 3 は口径別料金単価の比較（税抜き）でございます。先ほど説明したものをグラフにしたものでございます。一番左の上に 13mm、右で 20、中段に 25、40、下の段で 50、75 というふうに書いております。それで、一番左上の 13mm のところの表を見ていただくと、10 m<sup>3</sup>、20 m<sup>3</sup>のあたりになりますと、赤の棒グラフ、赤の線が簡易水道でございます。それから青色の線が上水ということで、簡易水道の方が高いということが見て取れます、上水道の方が安いと。ただ、28 m<sup>3</sup>、ここがちょっと料金の逆転の境目になるわけですが、28 m<sup>3</sup>以上お使いの方は青の方が上に来ますので、上水道の方が高いということでございます。簡易水道の方は安くなるということで、料金の逆転現象が起こってくるということになります。あと、20mm、25mm、40mm、50mm、75mm とすべて上水の方が高いと、料金としては高いということが見て取れます。

○西垣経営企画課課長補佐 引き続きまして 4 ページ、資料 4 地元管理簡易水道の料金についての説明をさせていただきます。



先ほどから、鳥取市水道局に統合する簡易水道などが全部で77事業あるということを説明していますが、この中には市管理の簡易水道のほかには地元管理と言われる簡易水道があります。この地元管理の簡易水道の料金表をまとめたものがこの資料4です。地元管理簡易水道は、水質検査、塩素消毒等に係る最小限の費用を水道料金として市へ支払う一方で、施設の管理に要する電気代、修繕費等の費用を、地元の水道組合などで負担する簡易水道のことです。言い換えますと、維持管理のかなりの部分を地元で行っていただいている簡易水道となります。

2には地元管理簡易水道等の料金表を掲載しています。この表の左側から地域名に鳥取地域、国府地域、用瀬地域、佐治地域がありまして、名称は上から順に、円通寺、猪子、内海中など合わせて23の事業があります。この表の3列目から右側は条例上の料金を表した表となっています。地元管理簡易水道のそれぞれについて、基本料金と従量料金、一番右に一般家庭の1ヵ月20m<sup>3</sup>を使用したときの条例上の料金を表にいます。

この料金には、非常にばらつきがありまして、安いところが多いということが見ていただけるとと思います。この中には、それぞれの組合で独自に負担されている修繕などに必要な料金というのが入っておりませんので、実際の使用者が負担されている費用の総額ではないことがあります。ただし、最初の1番の※印の2番目にも記載していますように、平成29年の3月末までには市が管理する簡易水道の統一料金になる予定であるということを示長部局が地元で説明されています。

続いて次の5ページ目の資料5について説明いたします。これは簡易水道と上水道を事業統合する場合の料金統一事例についての資料です。他都市の簡易水道統合の状況を調査した結果の資料となります。左側の上段に中国・四国地方で、簡易水道事業を上水道に統合する代表的な都市を記載してありまして、鳥取市も一番上に記載しています。

全国的には簡易水道の統合を計画している都市は、割合から言うとあまり多くありませんが、その中で日本水道協会の調査で示された代表的な都市を5都市ほど併せて示しています。

これらの都市の統合前の簡易水道の数と統合時期、統合する上水道の水道料金の参考料金と、一番右に料金統一までの期間を調査しております。

例えば、統合前の簡易水道の数では、鳥取市の場合は先ほどの中の簡易水道だけを数えて60という表示をしていますが、出雲市では15、下関市では9、多いところでは松江市が28、浜松市が39となっています。この表を見ていただいても鳥取の60という数字が非常に多いことがわかると思います。その次の列の簡易水道統合の時期は、鳥取市と同様に平成28年度のところが非常に多いことが見て取れますけれども、それ以前に統合している都市もあります。

さらにその右側に、統合する上水道側の1ヵ月20m<sup>3</sup>当たりの料金を示しています。この中でも、鳥取市の2,073円というのが中でも一番安い水準であることがおわかりいただけると思います。

最後に一番右に表示している料金統一までの期間ですけれども、統合と同時に統一というところが5都市ありまして、これが一番多いようですけれども、例えば下関市とか、今治市、それから高知市など統合前の簡易水道の事業数が非常に少ないところが多いようです。これに対して、例えば松江市とか、浜松市、鹿児島市など、比較的統合前の簡易水道事業数の多いところは3



○**広沢委員** 料金が統一した後も、水道の水の質は同じような条件でいくでしょうけれど、江山浄水場のようなものではなく、今の簡易水道の水道を尊重して、できるだけいいものにしていくというような方向でやっていくのでしょうか。

○**有本次長** 議題1の資料2でご説明いたします。

資料の中で、簡易水道が統合された後、江山浄水場の水が直接いく地域は地名を赤色にしています。具体的には、野坂、大塚、尾崎、下段、上段、上原、これらがハード統合と言いまして、上水道と管路でつながる地域です。他に、猪子、円通寺、内海中、また、福部の一部にも、福部の砂丘配水地を經由しまして、江山浄水場の水が行きます。ただ、77か所全てにいくということではございません。

現在、簡易水道施設は広い範囲に点在しております。点在している簡易水道施設も将来的にはできるだけ統合したいと考えておりますが、地形的に無理なところもございますので、既設の施設をある程度更新しながら上水道事業として運営、維持管理していくということになります。ただ、水質的には水質基準が51項目ございまして、これは水道法で決まっております。その基準をクリアしないと水道水として供給できないということがございますので、水質に多少の違いがあるかもしれませんが、当然、水質基準をクリアした水でございますので、水質の問題は無いと考えております。

○**松原会長** よろしいでしょうか。簡易水道の中でも江山浄水場の水が行くところと従来のものを使うところに分かれるということですね。

○**広沢委員** それは仕方ないと思いはしますが、今でもあまり変わらない水を飲んでいる地域の方から、そこまでしなくてはいけないかというような意見はないのでしょうか。すごく料金の差がありますから。もうそのような段階ではないのかもわかりませんが。

○**有本次長** 上水道と簡易水道を、統合するにあたり簡易水道を所管されております農村整備課の簡易水道係が地元に出向いて説明をされ、大きな国としての動きのなかで、地元の意向を聞かれて上水道と統合しようということで決断されたところでございます。

ただ、地区として統合しないということもわずかですがございます。昨年には鹿野の小別所が統合しないことを地区自身で決断されました。そのような地区もございますけれども、統合について、説明をうけて納得されて統合する。その代わりに維持管理など総合的に市の水道事業、水道局で統括してやっていこうという決断を地区がされたことで今日に至っているというものでございます。

○**松原会長** よろしいでしょうか。その他、いかがでしょうか。

○**湯口委員** 3年というのがちょうど加減かなという気もしないでもありません。ただ、その説明していかれる簡易水道の60という数が、他都市との比較の中で数が倍というか、3倍というか4倍というか、数が多い中、3年間でされていくのはなかなか理解を十分に深めていただくのに厳しいかなという気もしないでもありませんが、いつまでもダラダラとしていると返ってよくないかなという気もします。

統一後の料金については、2,073円から最終的には統一料金の2,581円になる可能性が高い

ということによろしいのですか。

○有本次長 今年の後半から水道料金の改定について審議をしていただく予定としております。

現在上水道の料金 2,073 円ということでございますけども、上水道料金の改定をお願いしたいということを4月の諮問書にも書かしていただいております。料金改定でどれくらい上がるのか、不確定ですけども、この上がった上水道料金に市管理の簡易水道料金 2,581 円を統一したいと考えております。

○湯口委員 2,581 円になる可能性が高いというわけではないんですか。

○有本次長 そういうわけではございません。2,581 円になるということではございません。上水道料金の改定率によります。改定率が低ければ2,581 円より低くなりますし、今後の審議会の議論の中で、改定率を20%も30%も上げるべきという決断であれば2,581 円を超える可能性もあります。

○湯口委員 他都市との比較を見ると、それほど水道料金は高い方ではないのですが、今後の維持管理をしていけるのでしょうか。

今後を考えていくときに、先ほど水と油だと言われましたけれども、最終的に税金で赤字を補填していくのであっても、簡易水道を一括して統合することをみんなで協議して決めたのであれば、それに合わせた料金にしないと将来的に自分たちで自分たちを苦境に陥らせることになりかねないと思います。上水道だけのときと違い、簡易水道も統合したうえでの会社運営ということであれば、それはその基本的な考え方を変えていかないとはいけませんし、管理については、夜中に突然水が濁ったりした場合などでも、水道局が77か所全てのところを管理することが可能なのか、民間への委託管理も考えているのか。

料金統一までの3年間にそういうこともきちんと整理されて、市民の方に説明できるような状況にされるのであれば、3年間というのは決して長くはないと思えました。

○有本次長 料金のことについてお答えいたします。昨年、鳥取市水道事業長期経営構想をお配りしました。この中で将来的な財政収支も試算しております。その中で、今の状態では平成29年に18%ぐらい上げなくてはいけないと試算しております。

簡易水道については、一般会計から補填されながら運営されている事業でございます。

これが水道局に統合されても赤字が黒字になるわけではありませんので、やはり一般会計から繰り入れていただかなくてはならないということになります。そこで、統合後に一般会計から赤字の部分をどういうふうに、どのくらいの額、どういう考え方で繰り入れていくのかということを現在、市長部局と話をしております。

上水道は今のままだと上げなければいけない。簡易水道は現在でも赤字ですから一般会計から補填しているため、統合後も引き続き繰入をお願いしたいという話をしている状況です。

統合後の維持管理についてでございますが、簡易水道は77か所と多くの施設がございます。現在簡易水道係が維持管理を担当していますが、一時対応については委託している部分がございます。例えば国府地域や福部地域などは、大きな対応になれば職員は出ますけども、一時対応で軽微なものについては委託してやっている状況でございます。

これら77か所を水道局が引き継ぎましても、職員数に限りがありますので、全てを直営で管

理するものなかなか大変だと考えております。

維持管理体制については、来年の4月からで、3年間で決めるというものではありませんから、引き続き現在委託の部分はそのまま委託して運営していこうと現在局内で調整をして話をしているところでございます。

○松原会長 今のところは18%程度の試算が出ていて、2,073円に対して118%とすると、見込みでは2,400円ぐらいということになるんでしょうね。

そうすると2,581円に対しては、幾らかは安くなる見込みはあるけれども、これはまた今後の審議会でやるということですね。

○有本次長 今年の後半から審議をお願いしたいということです。

○松原会長 ということでは今のところは、当日配布資料ですと、簡易水道料金から少し下の方に吸い付いてくることが見込まれていると。

○湯口委員 料金統一までの期間が3年という案が出されました。段階を踏んで3年目に統一するのか、3年後に一度に統一するのか、イメージが湧かないのでこの3年とした根拠を教えてください。

○有本次長 結論から申しますと3年という明確な根拠はございません。ただ、先ほど説明いたしました資料5にあるとおり、統合と同時に統一するのが理想として、料金は一事業一料金というのが大原則ということがございます。ただし、市町村合併や簡易水道統合などの大きな動きがあったときには、他都市の例を見ても、簡易水道の統合の数が多いところ、松江市が28、浜松が39、鹿児島が26というように、統合する数が多いほど経過措置を設けて料金が統一されているという傾向が見て取れるかと思えます。

これが、例えば5年というのは原則論からはずれて長すぎるのではないかと、できる限り早い時期に統合するのが水道事業として理想だと考えておまして、他都市の状況も見ながら3年でどうだろうかということで、案をお示ししているところでございます。また、この案では3年間で段階的にすり付けていくのではなく、3年後に一度に統合することを考えています。

○松原会長 3年後に一度にですね。

○有本次長 そういうことでございます。

○松原会長 3年の根拠は特には無いと。

○有本次長 市管理の簡易水道は、13体系あった簡易水道料金を10年かけて今年の4月に統一したばかりでございます。来年の4月の統合と同時に水道料金を変えるということになると、簡易水道地域の方は、1年でまた変えるのかということになりますので、3年間の説明期間をいただいて説明会なり、出向いたりしながら、ご理解をいただいてから料金統一したいということでございます。

○松原会長 いかがでしょうか、鳥取市の統合する簡易水道事業数が60ということと、他都市の事業数と統一までの期間を勘案して、また、地域説明などを行い、朝令暮改のようなことではなく、慎重にこれを決定していくということもあって3年ということですが、いかがでしょうか。ご異論がございましたら、ご意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。それでは意見ございませんようですので、3年という方向で次の手順に移っていただくことでよろし

いでしょうか。それでは皆様にご承認いただいたということで、統一時期についての審議は以上で終わらせていただきます。

それでは3点目その他ということで、きょうは熊本の災害についての水道事業、水道局から話をお願いいたします

**○大島総務課長** 平成28年熊本地震に伴う応急給水支援、応急復旧支援を行っておりますので報告させていただきます。

平成28年4月14日に発生しました熊本地震の影響によりまして、熊本県を中心に九州地方に甚大な被害が発生したということで、公益社団法人、日本水道協会中国四国地方支部長から、被災都市での応急給水支援、それから応急復旧支援の要請を受けまして、支援隊を派遣しております。

応急復旧支援につきましては、管工事業者さんで組織された組合等と災害時における水道復旧支援に関する協定を締結しておりまして、今回それに基づきまして鳥取市上水道事業協同組合に支援を要請しまして、水道施設の応急復旧活動を実施しております。

応急給水支援です。派遣先は熊本市で今年の4月21日～29日まで9日間派遣をしております。給水支援隊の構成は、給水車1台と職員2名ずつ、計4班で引き継ぎをしながら熊本市内の給水拠点で給水活動を行っております。写真を付けておりますけれども、熊本市内の公園に給水タンク車で入りまして、給水支援として飲料水を配る支援をしたところ です。

応急復旧支援ですけれども、同じく熊本市で行っております、5月2日～8日まで移動含め7日間ということでありまして。構成としては職員2名、それから先ほどありました協同組合さん8名、合計10名が車両5台で行っております。支援の内容につきましては、配水管及び給水管の漏水調査を行いまして、漏水箇所の修繕も行っているというところでございます。

別紙資料です。各都市の水道事業隊の多くは日本水道協会会員となっております、地震等による災害が発生した場合は、主にこの日本水道協会の災害の総合応援体制により、行っております。今回の熊本市への災害応援隊も、これに基づいてやっております。

下の図に応援要請の流れを載せておりますけれども、真ん中あたり、災害発生という赤い部分があります。これが被災水道事業体ということで、ここを熊本市としますと左上に行く赤い矢印のように、被災都市支部長、熊本市だと熊本県支部長に応援要請を行いまして、熊本の現支部長は県内の水道事業体に出動を要請します。

県支部だけで対応できない場合は、さらに上に進みまして、被災地方支部長、熊本だと九州地方支部長に要請がありまして、九州地方の各県支部に要請が行くということになります。応援内容がそれ以上に及ぶ場合は、またさらに上の日本水道協会の本部までのぼっていきます。

本部は中国四国地方支部を含めたほかの地方支部長に要請を行いまして、そこから各県支部に下りていくという流れになっております。

図の下に他の地方支部長とありますが、今回、日水協本部の要請で中国四国地方支部長から鳥取県支部長に要請があり、そこから鳥取市が派遣したということでございます。以上でございます。

**○松原会長** 応急支援、復旧支援ということですが、緊急時に災害地域における支援というのは

必要不可欠なことだと思います。14日に地震があり、ちょうど1週間後の21日に派遣ということですか。要請は21日に来たのでしょうか。数日前から、すぐに出発できるように準備をされていたのでしょうか。

○青木総務係長 4月15日の要請では、九州地方でまず対応されるということで、鳥取県支部の米子市、倉吉市、鳥取市、ほかの町村は待機、いつでも出動できる態勢をとってくださいということでした。4月21日に、いよいよ鳥取県支部から応急給水が必要だということがありましたので、その日の午後1時半から出発したというような流れです。

○松原会長 ありがとうございます。私の田舎でもありまして、私も28、29、30ぐらいにこの現場に行きまして、やっぱりいろいろ調査もしているというような、非常に驚いたのは神戸市のこういう災害復旧の特別車両が、私が見た範囲内で5、6台ずらっと並んでいまして、それは、熊本市内から随分離れたところなんですけども、そこに皆さんが宿を取ってそこから毎日2時間ぐらいかけて現場の方にと、益城町の方に行ったりなんかようなことをしていましたけども、やはり神戸市という、そういう事情もあったんだろうと思うんですけども、規模はすごかったですね。

それで前回のこの委員会が15日にあったんですね、ですから、そういう意味では被災の翌日にこの委員会があって、という意味ではこの水道が一体どういうふうな状況にあったのかとか、あるいはそれに対する復旧がどのように進んだのかとかいうのは、この熊本の状況は直下型のマグニチュード7.3というやつなんです、

これは鳥取での状況においてもほぼ鹿野・吉岡断層っていうのが鳥取市内に横切っていて、起こるとすれば同じような状況になるだろうというふうに想定されますよね。

ですので、たまたま仕事が、こんな仕事をしておりますので、こういう話をしているんですが、熊本の状況っていうのは鳥取においても十分これを習得しておく必要があるんじゃないかなっていう感じがしていますね。委員の皆様から何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局の方からは何かございましたか。はい。

○有本次長 水道局だより、今年の5月1日号と水道週間のチラシを配らせていただいております。5月1日号の1ページ目は28年度水道事業会計予算で、これは前回4月の審議会でご説明しましたので、説明は省略させていただきます。

裏面でございます。4月15日に鳥取市水道事業審議会に諮問を行いましたのでその記事載せております。下方に水道週間ということで、毎年6月1日～6月7日までを水道週間として各種行事を行っております。また、江山浄水場見学会を今週の日曜日6月5日に行いました。市民の方26人に参加をいただいて行いました。もう1枚は、水道週間のチラシでございます。

「水道水、暮らしを支えて100年間」これは昨年の標語の特選作品でございます。左の方にポスターコンクールの昨年の特選作品、それから現在、水道に関する標語を募集しております。締め切りは明日までということになっております。中ほどの千代川市民一斉清掃ですが、これも今週の日曜日午前8時30分から行いました。天候が少々雨模様でして、昨年よりも参加者は少なかったのですが、職員、市民の方280人の方に参加をさせていただいております。ごみの量

は年々減少傾向ということでございます。

裏面に水道料金の計算方法や水道工事にご協力をとか、水質メモ等を載せておりますので後でご覧いただけたらと思います。以上でございます。

○**松原会長** 事務局からのお知らせでした。委員の皆様から何かございますか。よろしいでしょうか。それでは議題3項目、以上でございました。事務局の方にマイクはお返します。

○**高見副局長** ありがとうございます。それでは、閉会にあたりまして武田管理者よりご挨拶申し上げます。

○**武田管理者** 本当に本日は忙しい中、足元が悪い中、第2回の鳥取市水道事業審議会お越しいただきましてありがとうございます。

いろいろ専門的な内容も多かったと思いますが、皆さま方には一般市民の方以上に水道に関する知識、また、理解をいただいている方だと感じておりまして、できるだけ私ども丁寧な説明を心がけております。

また、次回以降もございますので、素朴な疑問でも何でもようございますので、何なりとお訊ねいただければと思います。

先ほど今回の審議会の1番の眼目であります料金の統一時期をいつにするのかご審議いただきました。単価はどれくらいになるのかなど不確定要素がたくさんある中で、とりあえず時期だけを先に決めないといけないというのは、例えば来年の4月に料金を統一するということになりますと、4月以降の簡易水道区域の料金はどうなるかを条例上規定しなければいけません。

その条例をいつ出さなければならぬかという、周知期間も含めますと今年の9月の議会に上程しなければいけない。ですから、今の時期に方針をだけでも決めていただきたいということで、ご議論いただいたわけでございます。議会あるいは条例等の都合もありまして、若干順番が前後していると感じられるかもしれませんがご了承いただければと思います。

上水道の料金改定についてはどうしていくか、これも非常に大事な問題ですので、この夏以降、皆様方に議論をもらわなければなりません。そちらの方も難しい課題でございます。

簡易水道はこの4月に料金が統一され、来年の4月には上水と簡易水道が一緒になります。

では、その料金をどうしていくかというのを、これから話し合わなきゃならないということで、非常に難しい課題を2つも3つも抱えております。それを1つ1つクリアしていかなければいけないのが現在の審議会の状況ということでございます。非常にご面倒なお願いをしておるようなかたちで大変心苦しいわけではございますが、何とぞ今後とも審議会にご協力いただきますようお願い申し上げます。本当にありがとうございます。

○**高見副局長** 長時間にわたり審議していただきましてありがとうございます。本日はこれを持ちまして審議会は終了させていただきますが、次回が第3回目になりますが、7月を一応のところ予定しております。また、日付は追ってご連絡させていただきたいと思っております。次回は、きょう3年、おおむね3年というふうに決めていただきましたので、その答申書の内容と、それから今管理者が言いましたように、水道料金の改定についてという案を本格的に始めていただくという予定にしております。



次回以降もよろしくお願いいたします。本日は大変ありがとうございました。